

マイナンバー記載用紙〈教育・保育施設届出用〉

(あて先) 新潟市長
 施設長

※認可教育・保育施設の転園・区分変更申請者は提出不要

提出日 令和 年 月 日

教育・保育施設の利用申し込みにあたり、下記のとおり申請者及び同居世帯員のマイナンバーを届出します。

第1希望施設名	
ふりがな	(生年月日 平成・令和 年 月 日生)
申請児童氏名	

平成28年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)が施行され、保育園や認定こども園、地域型保育事業施設等を利用する際の届出書類に、マイナンバーの記載が義務付けられました。皆さまの保育料・利用者負担額や教育・保育にかかる給付額を正しく算定するため、マイナンバーのご記入をお願いします。

世帯全員について記載してください

※世帯員には、申請児童(続柄を本人とする)、単身赴任等で別居の父母、生計を一にする別居のこどもを含む(おじ・おばを除く)

ふりがな 申請者氏名 (代表保護者)	申請児童 との続柄	マイナンバー

申請者(代表保護者)の番号確認が可能な資料を添付してください。
 (下記①～③のいずれかを提出)
 ①個人番号カード(写) ※表面・裏面が必要です。
 ②通知カード(写) + 本人確認資料(写)
 ③個人番号記載の公的書類(住民票等) + 本人確認資料(写)
 ※氏名・住所等の記載情報が現況と相違がない資料を提出してください。
 本人確認資料については裏面をご確認ください。

55

同居世帯員はマイナンバーの記載のみになります。
 番号確認が可能な資料の添付は不要です。

《注意事項 必ずお読みください》

- ・本用紙は申請児童1人につき1枚提出してください。
 ただし、兄弟姉妹が同一の施設に申請または在園する場合、添付する番号確認資料については、1施設につき1枚の提出で構いません。
- ・本用紙と番号確認資料を「申請書提出用封筒」に入れてご提出ください。
 兄弟姉妹が同一の施設に申請または在園する場合、施設毎にまとめて1つの封筒へ封入してください。

問い合わせ先

- 保育認定児童(2号・3号)
 北区・東区・中央区・江南区・西蒲区内の保育施設が第1希望の場合は 下記まで(平日9:00～17:00)
 → 幼保連携課(事務センター) 025-223-7372
- 秋葉区・南区・西区の保育施設が第1希望の場合は 施設が所在する区の健康福祉課まで(平日8:30～17:30)
 → 秋葉区役所 健康福祉課 児童福祉係 0250-25-5683
 南区役所 健康福祉課 児童福祉係 025-372-6351
 西区役所 健康福祉課 児童福祉担当 025-264-7340

本人確認資料について

通知カードの写し(氏名・住所等の記載情報に変更がなく、現況と相違がないものに限る)、個人番号が記載された公的書類(住民票の写し又は住民票記載事項証明書)を提出の場合

① 以下のいずれかの書類の写しを1点添付してください。

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

※上記以外で、官公署等の発行する、顔写真付きの資料(氏名、生年月日又は住所が記載されているもの)を添付したい場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

② ①の添付が困難である場合は、以下のいずれかの書類の写しを2点添付ください。

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

※上記以外で、官公署等の発行する、顔写真付きでない資料(氏名、生年月日又は住所が記載されているもの)を添付したい場合は、問い合わせ先までご連絡ください。